

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例

平成18年12月26日長崎県条例第64号

改正

平成20年3月25日条例第1号

平成24年3月23日条例第22号

平成26年10月10日条例第65号

長崎県認定こども園の認定基準に関する条例をここに公布する。

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び同条第3項の規定に基づき、長崎県における認定こども園の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(認定こども園の種類)

第3条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当し、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成す

る幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該保育所が所在する市町における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(職員の配置)

第4条 認定こども園には、認定こども園の長1人を置かなければならない。

2 認定こども園には、次の各号に掲げる子どもの数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし常時2人を下回ってはならない。

(1) 満1歳未満の子ども おおむね3人につき1人以上

(2) 満1歳以上満3歳未満の子ども おおむね6人につき1人以上

(3) 満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね20人につき1人以上

(4) 満4歳以上の子ども おおむね30人につき1人以上

3 認定こども園における満3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間において、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下とする。

(職員の資格)

第5条 前条第1項の認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

2 前条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち、満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。以下同じ。)の資格を有する者でなければならない。

3 前条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち、満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第

4 条第 2 項及び第 4 項に規定する免許状をいう。以下同じ。) 及び保育士の資格のいずれも有する者でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する者は、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、その選任が困難であるときは、規則で定めるところにより、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる。

5 第 3 項の規定にかかわらず、満 3 歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、その選任が困難であるときは、規則で定めるところにより、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者としてすることができる。

(施設設備)

第 6 条 幼稚園型認定こども園(第 3 条第 1 号イに規定するものに限る。)については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備(以下「建物等」という。)を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建物等を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であって、規則で定める要件を満たすときは、この限りでない。

2 認定こども園の園舎の面積(満 3 歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満 2 歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第 4 項ただし書において同じ。)は、次の表に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第 4 項本文(満 2 歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、第 4 項本文及び第 9 項)に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。

学級の数	面積
1 学級の場合	180平方メートル
2 学級以上の場合	次に掲げる算式による。 $320 + 100 \times (\text{学級の数} - 2)$ 平方メートル

3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の子ども 1 人につき 1.98 平方メートル以上でな

なければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第2項本文に規定する要件を満たすときは、この限りでない。

5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第1号の要件を満たすときは第2号の要件を、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第2号の要件を満たすときは、第1号の要件を満たすことを要しない。

(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級の数	面積
2学級以下の場合	次に掲げる算式による。 $330 + 30 \times (\text{学級の数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上の場合	次に掲げる算式による。 $400 + 80 \times (\text{学級の数} - 3)$ 平方メートル

6 第3項に規定する屋外遊戯場は、同一の敷地又は隣接する敷地内に設置するものとする。ただし、当該屋外遊戯場を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難である場合は、規則で定める要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所を屋外遊戯場に代えることができる。

7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、第3項に規定する調理室の確保が困難である特段の事情がある場合であって、規則で定める要件を満たすときに限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合

において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

- 9 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項に規定する施設のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、これらの施設の面積は、当該子どものうち、ほふくをしない子どもの場合にあっては、1人につき1.65平方メートル以上、ほふくをする子ども（立ち歩きを始めたものを含む。）の場合にあっては、1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

（教育及び保育の内容）

第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（保育所の保育内容に関する指針で規則で定めるものをいう。）に基づくとともに、認定こども園に固有の事情に配慮し、次に掲げる事項について規則で定める内容に即したものとす。

- （1）教育及び保育の基本及び目標
- （2）認定こども園として配慮すべき内容
- （3）教育及び保育の計画並びに指導計画
- （4）園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成
- （5）日々の教育及び保育の指導における留意点
- （6）小学校における教育との連携
- （7）食育の推進

（保育者等の資質の向上）

第8条 認定こども園においては、規則で定める事項に留意して、認定こども園の長及び子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなければならない。

（子育て支援事業）

第9条 認定こども園における子育て支援事業については、規則で定める事項に留意して実施しなければならない。

- 2 前項の子育て支援事業の種類、回数等実施内容を決定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ市町の意見を聴くものとする。

（管理運営等）

第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。
- (2) 安定的かつ継続的な運営を確保すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、原則として、1日につき8時間以上11時間以下として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し定められていること。
- (4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。
- (5) 子どもの年齢構成、障害のある子どもへの対応等を考慮し、必要に応じ、適切な人員を配置する等、適切な管理運営を行うこと。
- (6) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示を行うこと。
- (7) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。
- (8) 認定こども園において、子どもに負傷その他の事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制が整備されていること。
- (9) 苦情解決の仕組みを整えるとともに、自ら又は外部の者による評価を行い、その結果の公表、活用等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- (10) 特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町との連携を図り、その受入れに適切に配慮すること。
- (11) 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。
- (12) 市町及び市町教育委員会と十分な連携を図ること。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第22号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月10日条例第65号）

( 施行期日 )

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日(以下、「施行日」という。)から施行する。

( 経過措置 )

- 2 施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。